平成16年6月21日 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

# 食品中の残留農薬検査結果の公表について

食品中の残留農薬の一日摂取量調査結果、加工食品中の残留農薬調査結果、 農産物中の残留農薬検査結果及び畜産食品中の残留農薬検査結果について取り まとめたので公表する。

#### 概要

食品中の残留農薬の一日摂取量調査結果(平成 13・14 年度)について(別添-13 及び -14)

国民が日常の食事を介して食品に残留する農薬をどの程度摂取しているかを 把握するため、国民栄養調査を基礎としたマーケットバスケット調査方式(注1) による一日摂取量の調査の結果を取りまとめたところ、推定される摂取量の許 容一日摂取量(ADI)(注2)に占める割合は、平成13年度0.19~31.04%、 平成14年度0.04~1.69であり、いずれもADIを大きく下回っていることか ら、これら食品中に残留する農薬の摂取は、現状では安全上問題はない。

### (注1)マーケットバスケット調査方式

国民栄養調査による食品摂取量を参考に市場で流通している農産物等を購入し、通常行われている調理方法に準じて調理を行った後、化学分析を実施し、対象となる農薬の摂取量を調べること。

#### (注2)許容一日摂取量(ADI)

ADI(許容一日摂取量: Acceptable Daily Intake)とは、ある物質について人が生涯その物質を毎日摂取し続けたとしても、安全性に問題のない量として定められるもので、通常、一日当たり体重1kg あたりの物質量(mg/kg/day)で表されます。ADIは食品添加物、農薬等の安全性指標として用いられています。

加工食品中の残留農薬検査結果(平成 13・14 年度)について(別添 -13 及び -14)

食品衛生法に基づく残留農薬基準は原則として生鮮の農産物に設定されているものであり、加工食品は対象とされていないが、加工食品に残留する農薬の

実態を把握する目的で平成9年度より当該調査を実施している。

平成 13 年度の調査では、加工食品としてフライドポテト(注 3)及び発泡酒・ビールを選定した。その結果、対象となった 250 農薬、総検査数 14,985 件のうち、4 農薬、総検査数の 0.2%に該当する 31 件について 0.02~2.1ppm の農薬が検出された。また、平成 14 年度の調査では、加工食品として、にんにくパウダー、乾燥ほうれん草、乾燥ねぎ、乾燥たまねぎ、乾燥キャベツ、凍結ほうれん草、凍結ねぎ、レーズン、プルーン及び凍結いちご(注 3)を選定した。その結果、対象となった 297 農薬、総検査数 7,587 件のうち、12 農薬、総検査数の 0.2%に該当する 18 件について 0.008~0.25ppm の農薬が検出された。

なお、今回調査を行った加工食品における農薬の検出割合及び検出値は極めて低かった。このことから、これらの加工食品中の農薬残留レベルは一般的に極めて低いものと考えられる。

## (注3)検体について

平成 13 年度の検体であるフライドポテトは、市販の冷凍加工食品について、 未調理のままの状態で測定したものである。

平成 14 年度の検体は、乾燥野菜及び乾燥果実である。「凍結」とは、いわゆるフリーズドライ製法による凍結乾燥野菜・果実であり、「乾燥」とは異なる。

農産物中の残留農薬検査結果(平成12・13年度)について

平成 12・13 年度に実施された地方公共団体における検査結果(107・92 団体により協力を得たもの)、検疫所における検査結果及び基準未設定農薬を対象に厚生労働省の依頼により地方衛生研究所等が調査した結果を併せて集計した。その概要は以下の表のとおりである。

平成 12 年度

	│ │国産·輸入	検査数	検出	数	基準を超える件数	
	当庄 制八	以且奴	件	%	件	%
基準が設定されているもの	国産品	136,159	683	0.50	30	0.02
	輸入品	129,772	1,368	1.05	44	0.03
	合 計	265,931	2,051	0.77	74	0.03
基準が設定されていないもの	国産品	95,007	335	0.35		
	輸入品	106,243	440	0.41		
	合 計	201,250	775	0.39		
総合計	国産品	231,166	1,018	0.44		
	輸入品	236,015	1,808	0.77		
	合 計	467,181	2,826	0.60		

平成 13 年度

	国産·輸入	検査数	検出	数	基準を超える件数		
		快旦奴	件	%	件	%	
基準が設定されているもの	国産品	116,473	595	0.51	8	0.01	
	輸入品	113,156	836	0.74	21	0.02	
	合 計	229,629	1,431	0.62	29	0.01	
基準が設定されていないもの	国産品	108,598	322	0.30			
	輸入品	193,538	923	0.48			
	合 計	302,136	1,245	0.41			
総合計	国産品	225,071	917	0.41			
	輸入品	306,694	1,759	0.57			
	合 計	531,765	2,676	0.50			

検査の結果、国産・輸入品を含む全検査中で農薬を検出した割合、また、そのうち基準値を定めている農薬で当該基準値を超えた割合がいずれも低かったことから、我が国で流通している農産物における農薬の残留レベルは極めて低いものと判断される。

畜産食品中の残留農薬検査結果(平成12・13年度)について

平成 12・13 年度に実施された地方公共団体におけるモニタリング検査結果、 検疫所におけるモニタリング検査結果及び残留性の高い農薬等を対象に厚生労 働省の依頼により地方衛生研究所等が調査した結果を併せて集計した。その概 要は以下の表のとおりである。

平成 12 年度

	国産·輸入	入 検査数	検出数		基準を超える件数	
		假且奴	件	%	件	%
基準が設定されているもの	国産品	832	6	0.72	0	0.00
	輸入品	57	0	0.00	0	0.00
	合 計	889	6	0.67	0	0.00
基準が設定されてないもの	国産品	1,091	3	0.27		
	輸入品	132	0	0.00		
	合 計	1,223	3	0.25		
総合計	国産品	1,923	9	0.47		
	輸入品	189	0	0.00		
	合 計	2,122	9	0.42		

平成 13 年度

	国産·輸入	検査数 -	検出数		基準を超える件数	
			件	%	件	%
基準が設定されているもの	国産品	578	2	0.35	0	0.00
	輸入品	75	0	0.00	0	0.00
	合 計	653	2	0.31	0	0.00
基準が設定されてないもの	国産品	2,414	3	0.12		
	輸入品	798	2	0.25		
	合 計	3,212	5	0.16		
総合計	国産品	2,992	5	0.17		
	輸入品	873	2	0.23		
	合 計	3,865	7	0.18		

検査の結果、国産・輸入品を含む全検査中で農薬を検出した割合が低く、また暫定基準値を定めている農薬においては、当該基準値を超えなかったことから、我が国で流通している畜産食品における農薬の残留レベルは極めて低いものと判断される。

なお、詳細情報については、以下を参照されたい。

食品中の残留農薬の一日摂取量調査結果(平成 13 年度)

食品中の残留農薬の一日摂取量調査結果(平成14年度)

加工食品中の残留農薬調査結果(平成13年度)

加工食品中の残留農薬調査結果(平成14年度)

農産物中の残留農薬検査結果(平成 12 年度)

農産物中の残留農薬検査結果(平成 13 年度)

畜産食品中の残留農薬検査結果(平成 12 年度)

畜産食品中の残留農薬検査結果(平成 13 年度)

#### 照会先

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

課長 中垣

担当 宮川 (2486)

渥美 (2487)